

多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業
環境影響評価調査計画書について（要約）

1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
代表者：管理者 土屋 正忠
所在地：東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1

2 対象事業の名称及び種類

名 称：多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
工場の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、多摩地域のリサイクルの推進、最終処分場の有効活用、安全な埋立対策の一層の推進を目的として、多摩地域各市町村のごみ焼却施設から排出される焼却残さ等を安全に処理し、土木建築資材である「エコセメント」に再生する「多摩地域廃棄物エコセメント化施設」を、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内に建設するものである。

対象事業の概略は、表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 対象事業の概略

位 置	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
面 積	計画施設用地面積 約 4.6ha(二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha)
施 設 規 模	焼却残さ等の処理 約 400 トン / 日 エコセメント生産能力 約 620 トン / 日
処 理 対 象 物	多摩地域各市町村のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰、他（不燃物中の石・陶器類、し尿汚泥焼却灰）及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ
工事着工年度	平成 14 年度（造成工事着工予定）
施設稼働年度	平成 16 年度（予定）

4 調査、予測及び評価の項目

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案から、環境影響要因を抽出し、さらに地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより選定した。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、地形・地質、水文環境、植物・動物、景観、触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 12 項目である。環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表は表 - 2 に示すとおりである。

表 - 2 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 区分 環境影響要因		大	悪	騒	振	低	水	土	地	地	水	植	日	電	風	景	史	触	廃	温	
		気	臭	音	動	周	質	壤	盤	形	文	物	照	波	害	観	跡	れ	棄	室	
		汚			音	汚	汚	沈	・	環	・	障	害	害	財	・	合	物	効	ガ	
		染	臭	音	動	濁	染	下	地	境	動	害	害	害	物	物	活	物	果	ス	
工事の 施工中	伐採・造成																				
	建設機械の稼働																				
	工事用車両の走行																				
工事の 完了後	施設の存在																				
	施設の稼働																				
	搬入・搬出車両等の走行																				

注) : 選定した予測・評価項目 : 評価書案作成時点までに再検討する予測・評価項目
 : 大気汚染、悪臭、水質汚濁に係る予測・評価小項目は、表 - 3 に示すとおりである。

表 - 3 環境影響要因と予測・評価小項目との関連表

環境影響評価の項目 区分 環境影響要因		大 気 汚 染						悪 臭		水 質 汚 濁
		二酸化硫黄	一酸化炭素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	臭気濃度	特定悪臭物質
工事の 施工中	伐採・造成									
	建設機械の稼働									
	工事用車両の走行									
工事の 完了後	施設の存在									
	施設の稼働									
	搬入・搬出車両等の走行									

注) : 選定した予測・評価小項目

選定した項目に関する調査等の概要は表 - 4 に示すとおりである。なお、計画施設は、二ツ塚処分場内に建設することから、選定した項目に関し、必要に応じて二ツ塚処分場に関わる内容を含めて調査、予測及び評価するものとする。

表 - 4 (1) 調査等の概要

項目	調査事項	予測事項	評価の考え方
大気汚染	<p>ア 大気質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 ・一酸化炭素 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・塩化水素 ・水銀 ・ダイオキシン類 <p>イ 気象の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 ・上層気象 <p>ウ 地形、地物の状況</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>オ 発生源の状況</p> <p>カ 自動車交通量等の状況</p> <p>キ 法令による基準等</p>	<p>〔工事の施行中〕</p> <p>建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い排出される一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度とする。</p> <p>〔工事の完了後〕</p> <p>施設の稼働に伴い排出される二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及びダイオキシン類の濃度とする。</p> <p>搬入・搬出車両の走行に伴い排出される一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度とする。</p>	<p>「大気の汚染に係る環境基準」、「二酸化窒素に係る環境基準」及び「ダイオキシン類等による大気汚染に係る環境基準」等を評価の指標として評価する。</p>
悪臭	<p>ア 臭気の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気濃度 ・特定悪臭物質濃度 <p>イ 気象の状況</p> <p>ウ 地形、地物の状況</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>オ 発生源の状況</p> <p>カ 法令による基準等</p>	<p>〔工事の完了後〕</p> <p>施設の稼働により発生する臭気濃度の瞬時値及び特定悪臭物質濃度とする。</p>	<p>「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める基準を評価の指標として評価する。</p>
騒音	<p>ア 騒音の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音レベル ・道路交通騒音レベル <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ウ 発生源の状況</p> <p>エ 自動車交通量等の状況</p> <p>オ 法令による基準等</p>	<p>〔工事の施行中〕</p> <p>建設機械の稼働による建設作業騒音レベル及び工事用車両の走行による道路交通騒音レベルとする。</p> <p>〔工事の完了後〕</p> <p>施設の稼働による工場・事業場騒音レベル及び搬入・搬出車両の走行による道路交通騒音レベルとする。</p>	<p>「特定建設作業に係る騒音基準」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める基準及び「騒音に係る環境基準」等を評価の指標として評価する。</p>
振動	<p>ア 振動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル <p>イ 地盤及び地形の状況</p> <p>ウ 土地利用の状況</p> <p>エ 発生源の状況</p> <p>オ 自動車交通量等の状況</p> <p>カ 法令による基準等</p>	<p>〔工事の施行中〕</p> <p>建設機械の稼働による建設作業振動レベル及び工事用車両の走行による道路交通振動レベルとする。</p> <p>〔工事の完了後〕</p> <p>施設の稼働による工場・事業場振動レベル及び搬入・搬出車両の走行による道路交通振動レベルとする。</p>	<p>「特定建設作業に係る振動の基準」及び「特定工場等に係る振動の規制基準」等を評価の指標として評価する。</p>

表 - 4 (2) 調査等の概要

項目	調査事項	予測事項	評価の考え方
水質汚濁	ア 水質等の状況 ・浮遊物質量 イ 水域の状況 ウ 気象の状況 エ 公共用水域等の利用状況 オ 発生源の状況 カ 法令による基準等	〔工事の施行中〕 造成工事中の降雨に伴う濁水(浮遊物質量)の濃度とする。	「水質汚濁に係る環境基準」等を評価の指標として評価する。
地形・地質	ア 地形、地質の状況 イ 土地の安定性 ウ 地下水の状況 エ 植生の状況 オ 気象の状況 カ 土地利用の状況 キ 法令による基準等	〔工事の完了後〕 造成工事に伴う斜面の安定性の变化の程度、並びに地盤の変形の範囲及び変形の程度とする。	土地の安定性が確保されることを評価の指標として評価する。
水環境	ア 水域の状況 ・河川の状況 ・地下水の状況 イ 気象の状況 ウ 地形・地質及び土質等の状況 エ 水利用の状況 オ 植生の状況 カ 土地利用の状況 キ 発生源の状況 ク 法令による基準等	〔工事の完了後〕 樹木伐採及び造成工事に伴う河川の流量及び流速の変化の程度、並びに地下水の水位及び流況の変化の程度とする。	河川等の状況に著しい影響を及ぼさないことを評価の指標として評価する。
植物・動物	ア 陸上植物の状況 ・植物種 ・植物群落 ・緑の量 イ 陸上動物の状況 ・ほ乳類、鳥類、は虫類及び両生類 ・昆虫類 ウ 生息(育)環境 エ 生態系の状況 オ 法令による規制等	〔工事の完了後〕 樹木伐採及び造成工事に伴う植物相、植物群落及び緑の量の変化の内容及びその程度、動物相の変化の内容及びその程度、生息(育)環境の変化の内容及びその程度、並びに生態系の変化の内容及びその程度とする。	現地調査の結果等を勘案して設定する評価の指標に基づき評価する。
景観	ア 地域景観の特性 イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況 ウ 土地利用の状況 エ 景観の保全に関する方針等 オ 法令による基準等	〔工事の完了後〕 樹木伐採、造成工事及び煙突・プラント等施設設置に伴う地域景観の特性の変化の程度、並びに代表的な眺望地点及び眺望の変化の程度とする。	現地調査の結果等を勘案して設定する評価の指標に基づき評価する。

表 - 4 (3) 調査等の概要

項目	調査事項	予測事項	評価の考え方
触れ合い活動の場	ア 主要な触れ合い活動の場の状況 イ 地形等の状況 ウ 土地利用の状況 エ 触れ合い活動の場に係る計画等 オ 法令による基準等	〔工事の施行中・工事の完了後〕 樹木伐採及び煙突・プラント等の施設設置に伴う触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度、触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度及び触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度とする。	現地調査の結果等を勘案して設定する評価の指標に基づき評価する。
廃棄物	ア 伐採樹木等の状況 イ 建設発生土の状況 ウ 廃棄物の処理の状況 エ 法令による基準等	〔工事の施行中〕 樹木伐採及び造成に伴う伐採樹木及び建設発生土の排出量とする。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」等に定める事業者の責務を評価の指標として評価する。
温室効果ガス	ア 原単位の把握 イ 対策の実施状況 ウ 地域内のエネルギー資源の状況 エ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況 オ 法令による基準等	〔工事の完了後〕 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度とする。	現況調査の結果等を勘案して設定する評価の指標に基づき評価する。